第二十八条の九第二十一項を削り、同条第二十項中「第三号」を「第四号」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十九項中「第三号」を「第四号」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第二号の」を「第三号の」に、「第十四項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第二号の」を「第三号の」に、「第十四項第二号」を「第十一項第三号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第一号」を「第二号」に改め、「（情報サービス業その他の財務省令で定める事業をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同項第一号イ中「法第四十二条の四第八項第八号に規定する適用除外事業者（以下この条において「」及び「」という。）」を削り、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第一号の」を「第二号の」に改め、同項を同条第十六項とし、同項の前に次の一項を加える。

15　法第四十五条第二項の表の第一号の中欄に規定する政令で定める事業は、製造業、農林水産物等販売業（同号の上欄に掲げる地区において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。第二号において同じ。）、旅館業及び情報サービス業等（情報サービス業その他の財務省令で定める事業をいう。以下この条において同じ。）のうち、同表の第一号の上欄に掲げる地区に係る特定過疎地域持続的発展市町村計画に振興すべき業種として定められた事業とし、同号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のものとする。

一　製造業又は旅館業　一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円（当該法人が次に掲げる法人に該当する場合には、それぞれ次に定める金額）以上である場合の当該一の設備

イ　資本金の額等が五千万円を超え一億円以下である法人（法第四十二条の四第八項第八号に規定する適用除外事業者（以下この条において「適用除外事業者」という。）に該当するものを除く。）　千万円

ロ　資本金の額等が一億円を超える法人又は適用除外事業者に該当する法人　二千万円

二　農林水産物等販売業又は情報サービス業等　一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円以上である場合の当該一の設備

第二十八条の九第二十二項を削り、同条第二十三項を同条第二十二項とし、同条第二十四項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「第十四項第二号」を「第十一項第三号」に、「第十七項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十四項とする。

第二十八条の十第二項第一号中「病院」の下に「又は診療所」を加える。

第三十条第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

七　所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第五十条第五項又は第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条第一項又は第二項の規定

第三十条第二項に次の一号を加える。

四　繰延資産　当該資産につき法人税法施行令第六十四条の規定により計算した当該事業年度の繰延資産普通償却限度額（法人税法第三十二条第一項に規定する償却限度額又は同条第二項に規定する償却限度額に相当する金額をいう。）に相当する金額

第三十条第三項第二号を削り、同項第三号中「第十一号」を「第十号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第十二号」を「第十一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「第十三号」を「第十二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第十四号」を「第十三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「第十五号」を「第十四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「第十六号」を「第十五号」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号。以下この号及び第十六号において「令和三年改正法」という。）附則第五十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和三年改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条第二項の規定第三十条第三項第十号を削り、同項第十一号を同項第十号とし、同項第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。

十六　令和三年改正法附則第六十六条第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和三年改正法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の二十七第二項の規定

第三十二条第一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第七号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）附則第五十条第五項又は第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条の規定

第三十二条の二の次に次の一条を加える。

（中小企業事業再編投資損失準備金）

第三十二条の三　法第五十五条の二第三項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する中小企業事業再編投資損失準備金の金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

一　当該中小企業事業再編投資損失準備金（連結事業年度において積み立てた法第六十八条の四十四第一項の中小企業事業再編投資損失準備金を含む。次号において同じ。）に係る法第五十五条の二第一項に規定する特定法人（以下この項及び次項において「特定法人」という。）の株式又は出資（次項及び第三項において「株式等」という。）の一部を有しないこととなつた場合（同号に該当する場合を除く。）　その有しないこととなつた当該特定法人の株式又は出資の金額がその有しないこととなつた時の直前において有していた当該特定法人の株式又は出資の数又は金額のうちに占める割合

二　当該中小企業事業再編投資損失準備金に係る特定法人の法人税法第六十一条の二第十九項に規定する出資の払戻しにより出資の一部を有しないこととなつた場合　同項に規定する割合

2　法第五十五条の二第三項第五号に規定する政令で定める金額は、同号に規定する中小企業事業再編投資損失準備金の金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とする。

一　分割型分割により特定法人の株式等の帳簿価額を減額した場合　当該分割型分割に係る法人税法施行令第百十九条の八第一項に規定する割合

二　法人税法第二条第十二号の十五の二に規定する株式分配（以下この号において「株式分配」という。）により特定法人の株式等の帳簿価額を減額した場合　当該資本の払戻しに係る法人税法施行令第百十九条の八の二第一項に規定する割合

三　法人税法第六十一条の二第十八項に規定する資本の払戻し（以下この号において「資本の払戻し」という。）により特定法人の株式等の帳簿価額を減額した場合　当該資本の払戻しに係る法人税法施行令第百十九条の九第一項に規定する割合

3　法人がその取得をした株式等につき法第五十五条の二第一項の規定の適用を受ける場合には、当該株式等につき同項の規定の適用を受ける事業年度の確定申告書等に当該株式等が同項に規定する特定株式等に該当するものであることを証する書類として財務省令で定める書類を添付しなければならない。

第三十三条の七第四項第四号中「千分の十三」を「千分の七」に改める。

第三十七条の二第二項中「同項」の下に「及び同条第三項」を加える。

第三十七条の三第三項中「並びに法」の下に「第六十一条の二第二項並びに」を加える。

第三十八条の四第二十一項中「決議要除却認定マンション」を「決議特定要除却認定マンション」に改め、同条第二十二項第二号イ中「第十二条の五第二項第一号に規定する地区施設」を「第十二条の五第二項第一号イに掲げる施設」に改め、同条第二十四項第二号中「第十二条の五第二項第一号に規定する地区施設」を「第十二条の五第二項第一号イに掲げる施設」に改め、同号イ中「同条第二項第一号に規定する地区施設」を「同条第二項第一号イに掲げる施設」に改める。